

金融支援

機械設備の導入で
生産力アップ!

小規模企業者等設備貸与事業のご案内

みやぎ産業振興機構では小規模企業者等の経営革新に必要な設備導入を支援するために、中小企業基盤整備機構と宮城県の公的な資金を活用した事業を実施しております。



▶ 対象企業

県内に工場・店舗を有している事業所(小規模企業者)

※常用従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)

- 常用従業員数が50人以下の場合、下記の条件を全て満たせば受付可能

- ① 直近3年間の平均経常利益が3,500万円以下
- ② 金融機関からの借入残高が4億2千万円以下
- ③ 発行株式等の総数の1/3を超える数を大企業が単独で所有していない

対象外

- ・公序良俗等の観点から不適当と認められる業種
- ・公租公課の滞納や金融機関への返済遅延等

▶ 利率等 審査基準に基づく格付け連動金利

利率(%)	1.1	1.3	1.5	1.7	1.9
-------	-----	-----	-----	-----	-----

※審査の結果、ご要望に添えない場合がございます。

※利率優遇

- ・過去に当機構の金融制度を利用したことがある企業(設備貸与、被災貸付、資金貸付等)
- ・県の経営革新の承認先で、その承認事業を推進するための設備導入
- ・特許等を活用した新規受注のために必要となる設備の導入
- ・ISOシリーズの認証先 ・みやぎ優れMONO認定企業 など

※利率以外の優遇:商工会・商工会議所推薦の場合は、貸与期間の延長あり

貸与の方法	割賦販売(販売業者から当機構が設備を購入し、長期・低金利で貸与)
対象設備	工作機械、建設用機械、車両、印刷機など事業用に供する設備
利用限度額	100万円以上1億円以下
返済期間	3～10年
返済方法	据置期間1年以内、半年賦
保証金	機械設備価格の10%(最終の元金返済に充当されます)
担保	原則不要(ただし、審査等により担保が必要な場合あり)
連帯保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に基づく
所有権	完済までは当機構に留保し、完済後に移転
税務処理	固定資産に計上し、固定資産税の申告・納付が必要(減価償却が可能)
損害保険	貸与期間中は、貸与設備に損害保険を付保し、保険料を企業が負担
その他要件	付加価値額(3年後9%以上)と給与支給総額(3年後4.5%以上)の向上見込みが必要

完全固定金利
年1.1%～

返済期間
最長10年

信用保証料
不要

金融機関の
借入枠外で
利用可能

[お問い合わせ・お申込み]

産業経営支援部 金融支援課 / TEL: 022-225-6636 FAX: 022-213-9734



公益財団法人

みやぎ産業振興機構
Miyagi Organization For Industry Promotion

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター3階
TEL: 022-222-1310(代)
FAX: 022-263-6923

つないでひろがる



▶対象設備例

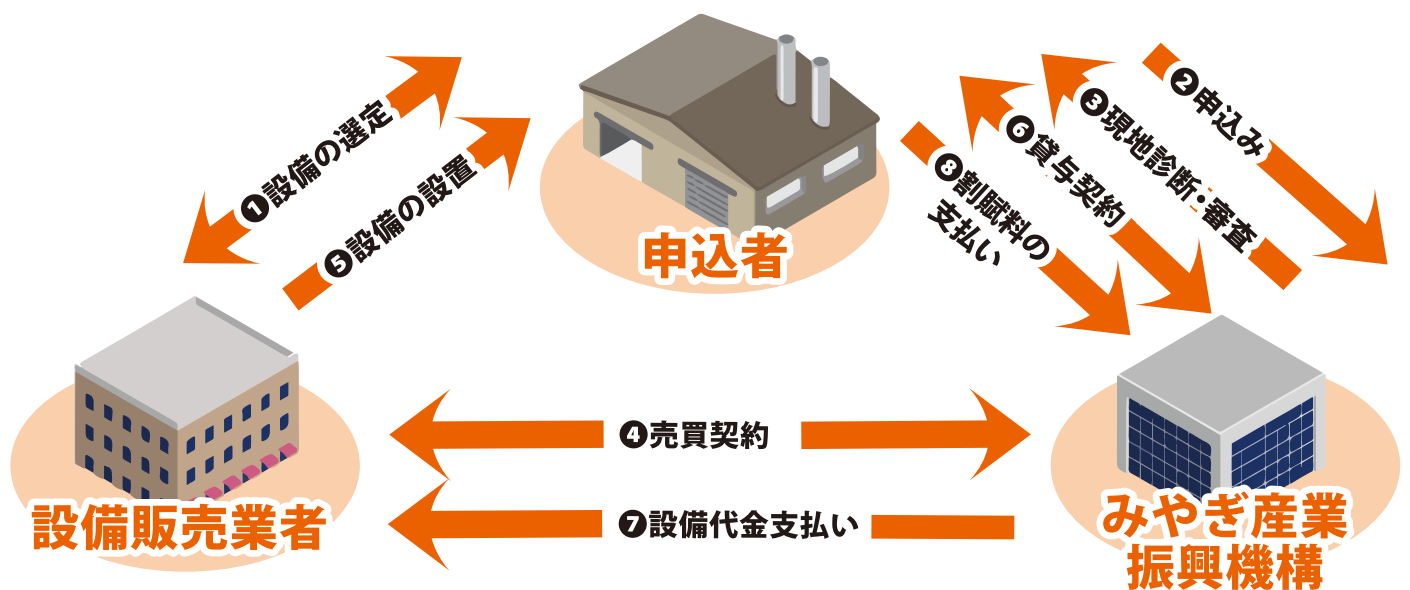
製造業：N C 旋盤、N C フライス盤、マシニングセンタ、ロボット、
レーザー加工機、三次元測定器、食品加工機械 など
建設業：油圧ショベル、ホイールローダー、ブルドーザー、クレーン車、
コンクリートポンプ車、生コン車、高所作業車 など
運送業：バス、大型トラック、冷凍冷蔵車、トレーラーヘッド、
トラクタ、ユニック車 など
その他：印刷機械、冷凍冷蔵設備 など



対象外

- 土地 ○建物 ○運転資金
- 建物と一体型の設備
- リース・レンタル用の設備
- 中古設備 ○既に導入している設備 など

▶設備貸与事業の流れ



お問い合わせ・お申込み

メールまたはお電話にて事前相談の上、右記の必要書類を
直接ご持参いただくか、郵送にてお送りください。

産業経営支援部 金融支援課
〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目14番2号
宮城県商工振興センター3F
TEL: 022-225-6636 FAX: 022-213-9734
e-mail: gyomu@joho-miyagi.or.jp
URL: <https://www.joho-miyagi.or.jp/business-menu/taiyo>

■主な申込書類

- 設備貸与申込書
- 商業登記簿謄本
- 直近3カ年の決算書 (別表1から科目内訳明細書まで全て)
- 事業税納税証明書
- 固定資産証明書
- 機械設備の見積書、カタログ



公益財団法人

みやぎ産業振興機構

Miyagi Organization For Industry Promotion